

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月8日
【中間会計期間】	第68期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社タイホーコーザイ （旧会社名 タイホー工業株式会社）
【英訳名】	TAIHOKOHZAI CO.,LTD. （旧英訳名 TAIHO INDUSTRIES CO., LTD.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒川 恭宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦4丁目2番8号
【電話番号】	03(6414)5600（大代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 藤井 敏彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦4丁目2番8号
【電話番号】	03(6414)5600（大代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 藤井 敏彦
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号） 株式会社タイホーコーザイ 大阪第一支店 （吹田市江坂町2丁目1番11号） 株式会社タイホーコーザイ 名古屋支店 （名古屋市中村区椿町5番6号） 株式会社タイホーコーザイ 福岡支店 （福岡市博多区博多駅前3丁目19番5号）

（注）1 は証券取引法の規定により縦覧に供する場所ではありませんが、株主の縦覧の便宜のため備えるものであります。

2 平成18年6月22日開催の第67回定時株主総会の決議により、平成18年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第66期中	第67期中	第68期中	第66期	第67期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高 (千円)	5,420,622				
経常利益 (千円)	359,657				
中間純利益 (千円)	45,875				
純資産額 (千円)	1,251,371				
総資産額 (千円)	12,075,759				
1株当たり純資産額 (円)	1.78				
1株当たり中間純利益 (円)	2.78				
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (円)	2.67				
自己資本比率 (%)	10.4				
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	188,542				
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	58,365				
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	204,534				
現金及び現金同等物の 中間期末残高 (千円)	2,437,494				
従業員数 (ほか、平均臨時雇用 者数) (名)	267 (2)				

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 連結子会社でありましたシステム機工株式会社は、平成17年3月31日にコスモエンジニアリング株式会社に株式譲渡致しましたので、第66期以降は連結財務諸表を及び第67期中間期以降は中間連結財務諸表を作成しておりません。

3 第66期中間期1株当たり純資産額の計算は優先株式の払込金額1,299,999千円を控除して計算しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第66期中	第67期中	第68期中	第66期	第67期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高 (千円)	5,393,547	4,239,728	4,003,387	10,823,082	8,924,678
経常利益 (千円)	328,907	180,343	182,759	729,058	490,799
中間(当期)純利益 又は当期純損失() (千円)	27,926	212,568	160,765	277,924	544,531
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	1,329,099	1,329,099	1,329,099	1,329,099	1,329,099
発行済株式総数 (株)					
普通株式	27,364,706	27,364,706	34,613,447	27,364,706	34,613,447
A種優先株式	900,458	900,458	900,458	900,458	900,458
B種優先株式	1,699,540	1,699,540		1,699,540	
純資産額 (千円)	998,249	893,956	1,384,661	696,376	1,224,483
総資産額 (千円)	11,633,444	9,189,540	7,832,798	11,113,830	8,356,011
1株当たり純資産額 (円)		14.86	26.97	22.10	22.40
1株当たり中間(当期) 純利益又は当期純損失 () (円)		7.78	4.65	12.69	19.03
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益 (円)		5.68	4.25		14.54
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	8.6	9.7	17.6	6.3	14.7
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)		610,869	224,004	949,552	1,154,241
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)		53,750	81,283	62,096	92,589
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)		1,733,722	300,071	68,151	3,043,340
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)		1,771,119	808,682	2,947,722	966,033
従業員数 (名)	232	233	238	227	235

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第66期中間期は「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益又は当期純損失」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

3 1株当たり純資産額の計算については、第67期中間期及び第66期は優先株式の払込金額1,299,999千円を、また第67期及び第68期中間期は優先株式の払込金額450,229千円を控除して計算しております。

4 第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の重要性が乏しいため記載しておりません。

6 純資産額の算定にあたり、第68期中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数（名）	238
---------	-----

（注） 従業員数は、就業人員であります。

(2) 労働組合の状況

当社における労働組合は、タイホー工業労働組合と称し、当社従業員のみをもって構成され、外部団体には加盟していません。なお、平成18年9月30日現在の組合員数は139名であり、労使関係については相互の信頼と協調精神により順調に推移しておりますので、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間期におけるわが国経済は、原油価格の継続的な高騰がみられながらも、企業の収益体質改善を背景に設備投資の増加に支えられ、景気回復の基調が見られました。

当社はこのような環境のなか、化学薬品関連事業をコア・ビジネスとして強化し、事業の選択と集中を進めました結果、売上高は40億3百万円と前年同期に比べ2億36百万円(5.6%)の減収となりました。損益面においては、販売費及び一般管理費の削減に努めた結果、また前年同期のような取引先の民事再生手続きの申立てを行ったことに伴う貸倒引当金計上もなかった一方、株式会社コーザイとの合併に伴う費用等28百万円の営業外費用の計上により経常利益は1億82百万円となり、前年同期に比べ2百万円(1.3%)増加いたしました。中間純利益については、前年同期にありました投資有価証券売却益が減少したことにより、前年同期に比べ51百万円(24.4%)減の1億60百万円となりました。

当中間期の売上高を製品別に前年同期と比べその増減について述べますと、化学薬品関連事業においては、工業薬品類は燃料添加剤などの主力商品の販売が堅調であったものの、化学品類では自動車用化成部品部門の微減に対し携帯電話の液晶用バックライト関連部門が大幅な減収となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末の現金及び現金同等物は前事業年度末に比べ1億57百万円減少し8億8百万円となりました。当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は、2億24百万円(前年同期6億10百万円の増加)となりました。主な要因は、税引前中間純利益1億71百万円、売上債権の減少2億73百万円があった一方、仕入債務の減少2億24百万円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は、81百万円(前年同期53百万円の減少)となりました。主な要因は、有形固定資産取得による支出89百万円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は、3億円(前年同期17億33百万円の減少)となりました。これは関係会社長期借入金返済3億円等があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間における生産実績を事業の部門別ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の部門別の名称	生産高(屯)	前年同期比(%)
工業薬品事業	4,439	102.9
化学品事業	1,127	128.2
合計	5,566	107.2

(2) 受注実績

工業薬品、化学品事業については、受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業の部門別ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の部門別の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
工業薬品事業	2,921,358	98.0
化学品事業	1,082,029	86.0
合計	4,003,387	94.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

今後、当社はイチネングループの一員としてシナジー効果を発現させ、一層の収益性の向上及び企業価値の拡大にまい進する所存です。今後の課題としましては以下のことを考えております。

内部統制の整備

平成18年5月に発表した基本方針に基き内部統制の整備に取り組んでおります。

- ・ 金融商品取引法に基づく内部統制
- ・ リスクマネジメント
- ・ コンプライアンス

ISOの取得

- ・ ISO9001 品質管理（旧株式会社コーザイは取得済みの為、全社へ拡張を図ります）
- ・ ISO14001 環境管理（株式会社タイホーコーザイ本社にて取得を目指します）

4【経営上の重要な契約等】

当社と株式会社コーザイとの合併

当社と株式会社コーザイは、平成18年4月28日開催の各社の取締役会において、平成18年10月1日を合併期日とした合併契約の承認を経て、同日付にて合併契約書を締結しました。

なお、合併の詳細は「重要な後発事象」に記載しております。

5【研究開発活動】

現在当社における研究開発活動は、化学薬品関連事業の新商品開発、営業フォローに対し研究製造本部中央研究所が主体となって進めております。

当所は平成18年9月末時点で総勢27名（第1事業部関係15名、第2事業部関係3名、CE事業部関係4名、業務関係5名）のスタッフで構成されております。

(1) 工業薬品関連

世界的原油高騰傾向に呼応し国内外で安価な燃料（低品位燃料や低品位石炭）への転換が進み、更に地球温暖化環境対策に伴い紙パ業界を中心にバイオマスボイラへの燃料転換も急速に進んでおります。

<燃料添加剤> 昨年以後、当社主力製品である燃料添加剤も原油高騰の影響を受け、各原料価格の大幅なアップを余儀なくされております。更に燃料転換の影響によりボイラ用燃料添加剤の売上が減少しているものの、主要燃料添加剤約50種の溶剤を当期見直した結果、値上り分を相殺し大幅コストダウンを達成でき、利益率の向上に寄与しております。

<石炭添加剤> 石炭添加剤に就いては期待通りの売上は達成出来ておりません。しかし顧客への浸透及び効果確認現場試験は順調に進んでおり、また将来的にも有望なテーマであります。当期から大手電力会社との共同研究を進めており、新たな添加剤の開発を目指した将来に向けた研究活動を継続して参ります。

<紙パ関係> 紙パ関係では石灰焼成炉の閉塞トラブルに対する薬剤が、多数の現場試験で有効である事が認知され順調に推移しております。抄紙工程における紙粉防止剤は他社の独占市場であったが、当社も新たなタイプを開発でき現場試験での評価も上々であることから、今後期待できる製品のひとつであります。バイオマスボイラについては塩素に起因する各種トラブルがあり、当期に新たな腐食試験装置を導入し産学官と協調して研究活動を継続して参ります。

<溶接関係> ステンレスの電解研磨装置及び薬剤の販売が順調であります。引続き更なる性能アップと環境に優しいタイプを開発すべく、産学官と協調して平成19年度完成を目指しております。

(2) 化学品関連

<自動車用化成品部門> 当初初めに車のガラス及び塗装面両用撥水処理剤「ガラスとボディ 丸っとコート」を、また扁平タイヤ用として透明ジェル状商品「タイヤジェルワックス」「ホイールジェルクリーナー」を上市しております。特に丸っとコートは使い勝手・市場評価も上々である事から、当社としても今後大いに期待しております。

近年、地球温暖化環境対策の一環としてエアゾール製品の脱LPG化を図っており、クリンビューに続き今後もノータッチ、防錆潤滑剤等主力製品の脱LPG化を目指しております。自動車用化成品部門の中で一番好調な分野はフロントガラスの撥水処理剤であり、塗装・衣類・人体に対する安全性且つ機能性の向上等、今後も引続き時代の要望に沿った研究活動を継続して参ります。

<その他部門> めがね曇り止め含浸不織布や洗面所鏡クリーナー&曇り止め等、平成19年度上市に向け開発を継続して参ります。更にバイク用各種商材に加え、雑貨及びドラッグストア向け等、新規チャンネル向け商品のラインアップ化を図っております。

(3) 新素材関連

<ケミカル関係> ラベル用として安定した売上となっているIJプリンタ用光沢フィルム商品は、更なる安定生産化技術を確立できております。当期は光沢フィルムの透明化や顔料インク対応フィルムの開発を平成19年度上市に向け継続して参ります。

また、プリンタの搬送系に対するクリーニングシートを当期に上市しております。

大手複写機メーカーのクリーナーがVOC規制に伴う有機溶剤使用削減を行う必要性が高まっております。環境対策等時代の要望に適応した新たな商品開発を目指し、研究活動を継続して参ります。

<バックライト関連部門> 導光板関係の高輝度化技術の開発は業界全体の要望でもあります。当社は中型サイズを中心として高効率導光板の性能確保と量産化に向け、パターン設計の研究を進めております。今後は更にLED光源とのセット販売を目指し、平成19年度には上市の予定で今後も引き続き研究を継続致します。

なお、当中間会計期間に支出した研究開発費の総額は1億8百万円であります。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

なお、前事業年度末に計画していた本社の移転は、計画どおり当期9月に完了しました。この移転及び原状回復に要した費用は32百万円、除却は18百万円となりました。この移転による生産能力に及ぼす影響はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	53,000,000
第一回A種優先株式	1,000,000
計	54,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月8日)	上場証券取引所名 又は登録証券業協 会名	内容
普通株式	34,613,447	47,361,179	株式会社ジャスダ ック証券取引所	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式
第一回A種優先株式	900,458	900,458	非上場	(注)
計	35,513,905	48,261,637		

(注) 1. 第一回A種優先株式は現物出資(借入金の株式化)によって発行されたものであります。

発行価格 500円 資本組入額 250円

(注) 2. 提出日現在の普通株式発行数の増加は、平成18年10月1日の株式会社コーザイとの合併に際して発行した12,747,732株であります。

(注) 3. 第一回A種優先株式の内容は下記のとおりであります。

A種優先株式の内容

(A種優先配当金)

1. (1) 当会社は定款に定める剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)及びA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、次のとおり剰余金の配当(以下「A種優先配当」という。)を行うものとする。
平成19年3月31日に終了する事業年度までは、A種優先配当は無配とする。平成19年4月1日に開始する事業年度以降は、A種優先株主及びA種登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「A種優先配当金」という。)を支払う。ただし、計算結果が50円を超える場合は、A種優先配当金は50円とする。また、当該事業年度において本項第3号に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率は、平成19年4月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 3.00\%$

A種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

・「年率修正日」とは、平成19年4月1日以降の毎年4月1日とする。

・「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、平成19年4月1日又は各年率修正日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)及びその直後の(ただし、残余財産の分配額及び取得の対価の計算のためにA種優先配当金の額を算出する場合は、その直前の)10月1日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)の2時点(以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。)において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

・優先配当決定基準日において日本円TIBOR（6ヶ月物）が公表されていない場合は、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。

- (3) 当社は定款に定める中間配当を行うときは、A種優先株主及びA種登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金に2分の1を乗じた額を上限として、A種優先株式の発行に際して取締役会決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。
- (4) ある事業年度においてA種優先株主及びA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (5) A種優先株主及びA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。
ただし、資本金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額（減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、準備金とする額を除く。）を超えない部分の剰余金の配当、準備金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額（減少する準備金の額の全部又は一部を資本金とするときは、資本金とする額を除く。）を超えない部分の剰余金の配当、当社がする吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当はこの限りではない。

（残余財産の分配）

2. (1) 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主及びA種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、500円に残余財産を分配する日（以下「残余財産分配日」という。）の属する事業年度におけるA種優先配当金の額に残余財産分配日の属する事業年度の初日から残余財産分配日までの日数（初日及び残余財産分配日を含む。）を乗じて365で除した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額を支払う。
- (2) A種優先株主及びA種登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

（議決権）

3. A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

（取得対価を金銭とする取得請求権）

4. (1) A種優先株主及びA種登録株式質権者は、平成21年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間（それぞれの期間を、以下本項において「取得請求可能期間」という。）において、当社の当事業年度の株主資本変動計算書における繰越利益剰余金の前期末残高に2分の1を乗じた額から、当社に当該取得請求がなされた事業年度において、当社がその発行している優先株式（ただし、種類を問わないものとする。）の任意買入又は取得対価を金銭とする取得条項に基づく取得をすでに行ったか、当社の取締役会で行う旨決定した分の価額の合計額を控除した額を限度として、A種優先株式の全部又は一部の取得を請求をすることができ、当社は、各取得請求可能期間満了の日から1か月以内に法令及び定款の定めに従い、当該請求を受けたA種優先株式の取得手続を行うものとする。
- (2) 前号の限度額を超えてA種優先株主及びA種登録株式質権者からの取得請求があった場合、取得の順位は、A種優先株主及びA種登録株式質権者を問わず、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定するものとする。
- (3) 当社は、A種優先株主及びA種登録株式質権者に対し、取得の対価として、A種優先株式1株につき、当該A種優先株式1株の払込金額に、取得する日（以下「取得日」という。）の属する事業年度におけるA種優先配当金の額に取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）を乗じて365で除した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額を支払うものとする。

（取得対価を金銭とする取得条項）

5. (1) 当社は、平成21年7月1日以降いつでも、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとする。
- (2) 一部取得の場合は、抽選その他の方法により行うものとする。
- (3) 当社は、A種優先株主及びA種登録株式質権者に対し、取得の対価として、A種優先株式1株につき、当該A種優先株式1株の払込金額に100分の115を乗じた額に、取得日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額に取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）を乗じて365で除した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額を支払うものとする。

(株式の併合又は分割、新株引受権等)

6.(1)当会社は、A種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。

(2)当会社は、A種優先株主には募集株式又は募集新株予約権若しくは新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(取得対価を普通株式とする取得条項付株式の内容)

1.(1)取得対価を普通株式とする取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかったA種優先株式を同期間の末日の翌日(以下本号において「強制転換基準日」という。)以降の取締役会決議で別に定める日をもって、当該A種優先株式1株の払込金額を強制転換基準日に先立つ30取引日目に始まる20取引日の日本証券業協会が公表する当会社普通株式の午後3時現在における毎日の最終価格の平均値(最終価格のない日を除いた平均値とする。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「A種強制転換価額」という。)で除して得られる数の当会社の普通株式を対価として取得する。

(2)A種強制転換価額が、A種優先株式の発行に際して取締役会決議で定めるA種優先株式上限転換価額を上回るとき又は当該取締役会決議で定めるA種優先株式下限転換価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金額を の場合は当該A種優先株式上限転換価額で、 の場合は当該A種優先株式下限転換価額で、除して得られる数の普通株式を対価として取得する。

(3)前各号における普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

(転換予約権付株式の内容、転換条件および転換請求期間)

1.A種優先株式についての転換の定め

(1)転換請求期間

A種優先株主は、平成23年7月1日から平成33年6月30日までの期間中、当会社に対し、A種優先株式の発行に際して取締役会決議で定める取得の条件で、当会社の普通株式の交付と引換えに、A種優先株式を取得することを請求することができる。

(2)転換の条件

下記「時価」とは、転換価額の算定の基準となる日に先立つ30取引日目に始まる20取引日のジャスダック証券取引所が公表する当会社の普通株式の午後3時現在における毎日の最終価格(気配表示を含む。)の平均値(最終価格のない日を除いた平均値とする。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とするものとする。但し、当会社の普通株式に係る株券が転換価額の算定の基準となる日に先立ってジャスダック証券取引所により登録銘柄の登録を取り消された場合(但し、証券取引所に上場された場合を除く。)には、当該登録取消しの日に先立つ30取引日目に始まる20取引日のジャスダック証券取引所が公表する当会社の普通株式の午後3時現在における毎日の最終価格(気配表示を含む。)の平均値(最終価格のない日を除いた平均値とする。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をもって当会社の時価とみなすものとする。また、当会社の普通株式に係る株券が転換価額の算定の基準となる日に先立って証券取引所に上場された場合には、転換価額の算定の基準となる日に先立つ30取引日目に始まる20取引日の当該証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(最終価格のない日を除いた平均値とする。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をもって当会社の時価とみなすものとする。

イ.当初転換価額

当初転換価額は、平成16年12月15日における時価とする。

ロ.転換価額の修正

転換価額は、平成24年7月1日以降平成32年7月1日までの毎年7月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)における時価に修正されるものとし、転換価額は当該転換価額修正日以降翌年の転換価額修正日の前日(又は転換請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。

但し、当該時価が当初転換価額の50%に相当する額(以下「A種優先株式下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額はA種優先株式下限転換価額とする。また、当該時価が当初転換価額の150%に相当する額(以下「A種優先株式上限転換価額」という。)を上回るときは、修正後転換価額はA種優先株式上限転換価額とする。また、転換価額が下記八.により調整された場合には、A種優先株式上限転換価額及びA種優先株式下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

八．転換価額の調整

- a．A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額は下記算式（以下「転換価額調整式」という。）により計算される転換価額に調整される。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行価額又は処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行又は処分普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行又は処分普通株式数}}$$

・転換価額調整式に使用する時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（但し、下記乃至の場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

・株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合において、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とするときは、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但書において株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

・転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換され若しくは転換することができる株式を発行する場合

調整後転換価額は、かかる株式の払込期日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式全てが転換されたものとみなし、その払込期日の翌日以降、又は、株主割当日がある場合はその翌日以降、これを適用する。但し、当該発行又は処分される株式の転換価額がその払込期日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換価額が決定される日に、発行若しくは処分される株式の全てが転換されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

・新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式の1株当たりの発行価額（商法第341条ノ15第5項又は第280条ノ20第4項に規定される1株当たりの発行価額をいう。以下同じ。）が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合調整後転換価額は、かかる新株予約権の発行日に、又は株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、又は株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその発行日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権の行使価額が決定される日に、発行される全ての新株予約権の行使がなされたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降にこれを適用する。

- b．上記a．i乃至に掲げる場合のほか、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

・合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少又は普通株式の併合その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合

・転換価額を調整すべき事由が二以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合

- c．転換価額調整式で使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記a．但書の場合には株主割当日とする。）における時価とする。

- d．転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。

- e. 転換価額調整式で使用する1株当たりの発行価額又は処分価額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- ・上記a. の転換価額調整式に使用する時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（但し、上記a. 乃至 の場合を除く。）には、当該発行価額又は処分価額（金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額）
 - ・上記a. の株式の分割により普通株式を発行する場合には、0円
 - ・上記a. の転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換され若しくは転換することができる株式を発行する場合には、当該転換価額
 - ・上記a. の新株予約権の行使により発行される普通株式の1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額
- f. 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日における当会社の発行済普通株式数（但し、当該新規発行分は含まれない。）から、株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（但し、当該新規発行分は含まれない。）から、当該各日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数（但し、上記a. において当会社の有する当会社普通株式数にも株式の分割の効果を及ぼす場合には、かかる控除は行わないものとする。また、当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合には、処分前の数とする。）とする。
- g. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときには、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

二. 転換により発行する普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出した}}{\text{A種優先株式の発行価額総額}} \div \text{転換価額}$$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整を行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月22日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	540(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	540,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	194(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年8月2日 至平成24年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 194 資本組入額 97	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することが出来ないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、払込金額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

調整払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、払込金額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成18年9月30日	-	35,513,905	-	1,329,099	-	1,149,999

（注）平成18年10月1日の株式会社コーザイとの合併により、発行済株式総数が12,747,732株、資本金が80百万円増加しております。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社イチネン	大阪市淀川区西中島4丁目10番6号	21,151	61.10
小坂田弘三	東京都大田区	1,322	3.82
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	780	2.25
中央三井信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都港区芝3丁目33番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番11号)	632	1.82
小坂田弘也	東京都世田谷区	494	1.42
小坂田法之	東京都大田区	400	1.15
タイホー工業取引先企業持株会	東京都港区芝浦4丁目2番8号	232	0.67
石橋仁至	島根県出雲市	209	0.60
株式会社萬国	東京都墨田区両国3丁目7番4号	176	0.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	110	0.31
計		25,507	73.69

(注) 包括信託受託者日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(委託者中央三井信託銀行株式会社)の持株数632千株は、中央三井信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権の指図権は中央三井信託銀行株式会社が留保しております。

第一回A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社イチネン	大阪市淀川区西中島4丁目10番6号	799	88.81
株式会社中京銀行	名古屋市中区栄3丁目33番13号	100	11.19
計		900	100.00

(注) 本優先株式には議決権はありません。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回A種優先株式 899,000		「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりです。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 52,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,455,000	34,455	同上
単元未満株式	普通株式 106,447		同上
	第一回A種優先株式 1,458		「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりです。
発行済株式総数	35,513,905		
総株主の議決権		34,455	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式15,000株(議決権15個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式668株が含まれております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) タイホー工業 株式会社	東京都港区芝浦 4丁目2番8号	52,000		52,000	0.15
計		52,000		52,000	0.15

(注) 平成18年6月22日開催の第67回定時株主総会の決議により、平成18年10月1日から会社名を株式会社タイホーコーザイに変更しております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	246	250	224	202	193	185
最低(円)	195	189	170	173	175	169

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役副社長	-	黒田 雄彦	昭和38年11月24日生	昭和61年4月 株式会社イチネン・オイル・サービス(現:株式会社イチネン)入社 昭和63年4月 株式会社イチネン・リース(現:株式会社イチネン)入社 平成12年7月 同社リース事業本部西日本営業部長 平成13年4月 野村オートリース株式会社常務取締役 平成15年4月 同社代表取締役社長 平成18年4月 株式会社コーザイ(現:当社)専務取締役 平成18年10月 当社取締役副社長就任(現任)	-	平成18年10月1日
取締役 常務執行役員	研究本部長兼 製造本部長	横山 勝彦	昭和30年3月19日生	昭和54年4月 日本工材株式会社(旧:株式会社コーザイ、現:当社)入社 昭和63年9月 同社関東工場長 平成7年4月 同社技術部長 平成10年5月 同社取締役 平成15年5月 同社常務取締役 平成18年10月 当社取締役常務執行役員研究本部長兼製造本部長就任(現任)	-	平成18年10月1日
常勤監査役	-	倉野 敏	昭和18年7月4日生	昭和42年4月 日本添加剤工業株式会社入社 昭和47年9月 株式会社すいこう入社 昭和48年10月 日本モリブデン化学工業(現:株式会社ダイゾー)入社 平成12年5月 株式会社コーザイ(現:当社)入社 業務部長 平成16年5月 同社監査役 平成18年10月 当社監査役就任(現任)	-	平成18年10月1日

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常勤監査役	-	中牟田 稔	平成18年9月26日

第5【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の中間財務諸表についてはあずさ監査法人により中間監査を受け、また、当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表については、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前中間会計期間	あずさ監査法人
当中間会計期間	監査法人トーマツ

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社はありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金	2	1,821,119		848,682		1,016,033	
2 受取手形	2	724,326		637,841		718,261	
3 売掛金	3	2,061,238		1,961,583		2,154,825	
4 たな卸資産		772,271		739,342		693,220	
5 繰延税金資産		-		157,000		157,000	
6 その他		122,736		24,948		28,900	
貸倒引当金		5,025		7,000		2,600	
流動資産合計		5,496,666	59.8	4,362,398	55.7	4,765,641	57.0
固定資産							
1 有形固定資産	1 2						
(1) 建物		868,035		812,695		850,469	
(2) 土地		2,032,266		2,031,799		2,031,799	
(3) その他		367,487		381,850		393,857	
有形固定資産合計		3,267,789		3,226,345		3,276,125	
2 無形固定資産		172,371		104,509		114,812	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	2	61,233		35,766		41,374	
(2) 長期保証預け金		21,030		-		-	
(3) その他		309,716		114,986		279,919	
貸倒引当金		139,267		11,208		121,860	
投資その他の資産 合計		252,712		139,544		199,433	
固定資産合計		3,692,873	40.2	3,470,399	44.3	3,590,370	43.0
資産合計		9,189,540	100.0	7,832,798	100.0	8,356,011	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1	3	978,279		1,033,255		1,083,591	
2	2	962,629		718,174		892,802	
3	2	466,999		600,000		900,000	
4		36,000		48,000		69,000	
5		-		-		43,241	
6	2 4	398,290		269,523		358,719	
流動負債合計		2,842,199	30.9	2,668,953	34.1	3,347,355	40.0
固定負債							
1	2	4,341,588		2,600,000		2,600,000	
2		633,369		633,369		633,369	
3		454,295		496,135		492,581	
4		-		27,985		31,725	
5		24,131		21,693		26,497	
固定負債合計		5,453,385	59.4	3,779,183	48.3	3,784,173	45.3
負債合計		8,295,584	90.3	6,448,136	82.4	7,131,528	85.3
(資本の部)							
資本金							
資本剰余金		1,329,099	14.5	-	-	1,329,099	15.9
1		1,149,999		-		1,149,999	
資本剰余金合計		1,149,999	12.5	-	-	1,149,999	13.8
利益剰余金							
1		2,472,261		-		2,140,298	
利益剰余金合計		2,472,261	26.9	-	-	2,140,298	25.6
土地再評価差額金		920,149	10.0	-	-	920,149	11.0
その他有価証券評 価差額金		8,064	0.1	-	-	7,658	0.1
自己株式		41,095	0.5	-	-	42,124	0.5
資本合計		893,956	9.7	-	-	1,224,483	14.7
負債資本合計		9,189,540	100.0	-	-	8,356,011	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1	資本金	-	-	1,329,099	17.0	-	-
2	資本剰余金						
	(1) 資本準備金	-		1,149,999		-	
	資本剰余金合計	-	-	1,149,999	14.6	-	-
3	利益剰余金						
	(1) その他利益剰余金						
	繰越利益剰余金	-		1,979,533			
	利益剰余金合計	-	-	1,979,533	25.3	-	-
4	自己株式	-	-	42,196	0.5	-	-
	株主資本合計	-	-	457,369	5.8	-	-
評価・換算差額等							
1	その他有価証券 評価差額金	-	-	4,802	0.1	-	-
2	土地再評価差額 金	-	-	920,149	11.7	-	-
	評価・換算差額等合計	-	-	924,952	11.8	-	-
	新株予約権	-	-	2,340	0.0	-	-
	純資産合計	-	-	1,384,661	17.6	-	-
	負債純資産合計	-	-	7,832,798	100.0	-	-

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
売上高		4,239,728	100.0	4,003,387	100.0	8,924,678	100.0			
売上原価		2,404,960	56.7	2,240,411	56.0	5,198,885	58.3			
売上総利益		1,834,767	43.3	1,762,975	44.0	3,725,792	41.7			
販売費及び一般管理費	1	1,575,006	37.2	1,522,929	38.0	3,106,558	34.8			
営業利益		259,760	6.1	240,046	6.0	619,234	6.9			
営業外収益	2	16,182	0.4	12,508	0.3	33,841	0.4			
営業外費用	3	95,600	2.2	69,795	1.7	162,276	1.8			
経常利益		180,343	4.3	182,759	4.6	490,799	5.5			
特別利益	4	47,859	1.1	6,114	0.1	102,233	1.2			
特別損失	5 6	7,023	0.2	17,813	0.4	186,891	2.1			
税引前中間(当期)純利益		221,178	5.2	171,061	4.3	406,141	4.6			
法人税、住民税及び事業税		10,000		10,295		20,000				
法人税等調整額		1,389	8,610	0.2	-	10,295	0.3	158,389	138,389	1.5
中間(当期)純利益		212,568	5.0	160,765	4.0	544,531	6.1			
前期繰越損失		2,686,873		-		2,686,873				
土地再評価差額金取崩額		2,042		-		2,042				
中間(当期)未処理損失		2,472,261		-		2,140,298				

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (千円)	1,329,099	1,149,999	2,140,298	42,124	296,675
中間会計期間中の変動額					
中間純利益	-	-	160,765	-	160,765
自己株式の取得	-	-	-	71	71
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	-	-	160,765	71	160,693
平成18年9月30日 残高 (千円)	1,329,099	1,149,999	1,979,533	42,196	457,369

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日 残高 (千円)	7,658	920,149	927,807	-	1,224,483
中間会計期間中の変動額					
中間純利益	-	-	-	-	160,765
自己株式の取得	-	-	-	-	71
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	2,855	-	2,855	2,340	515
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	2,855	-	2,855	2,340	160,178
平成18年9月30日 残高 (千円)	4,802	920,149	924,952	2,340	1,384,661

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前事業年度の要約 キャッシュフロー 計算書 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		221,178	171,061	406,141
減価償却費		65,300	74,209	135,094
その他の償却費		266	188	533
減損損失		4,450	-	4,450
貸倒引当金の増減額 (は減少)		98,496	106,252	78,664
賞与引当金の増減額 (は減少)		25,000	21,000	8,000
本社移転費用引当金の増減額 (は減少)		-	43,241	43,241
退職給付引当金の増加額		37,663	3,554	75,949
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)		-	3,739	31,725
受取利息及び受取配当金		1,422	757	2,056
支払利息		95,600	40,225	160,115
固定資産に係る損益		154	7,566	3,713
有価証券に係る損益		29,658	1,500	67,754
工業所有権整理損		-	-	110,419
売上債権の減少額		514,151	273,661	426,629
たな卸資産の増減額 (は増加)		189,037	46,122	268,088
その他資産の増減額 (は増加)		7,506	182,218	68,698
仕入債務の減少額		388,857	224,964	353,372
未払消費税等の増減額 (は減少)		23,935	12,723	24,769
その他負債の減少額		71,284	5,330	92,911
小計		726,507	287,055	1,330,144
利息及び配当金の受取額		1,429	760	2,056
利息の支払額		95,600	43,648	156,491
法人税等の支払額		21,467	20,163	21,467
営業活動によるキャッシュ・フロー		610,869	224,004	1,154,241

		前中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前事業年度の要約 キャッシュフロー 計算書 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の払戻による収入		-	10,000	-
有形固定資産の取得による支出		38,855	89,183	132,634
有形固定資産の売却による収入		-	157	200
無形固定資産の取得による支出		67,635	4,551	86,027
投資有価証券の取得による支出		1,619	2,008	3,085
投資有価証券の売却による収入		56,439	1,500	122,456
その他		2,079	2,802	6,500
投資活動によるキャッシュ・フロー		53,750	81,283	92,589
財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入金の返済による支出		1,733,499	-	6,612,149
関係会社長期借入による収入		-	-	4,570,060
関係会社長期借入金の返済による支出		-	300,000	1,000,000
その他		222	71	1,252
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,733,722	300,071	3,043,340
現金及び現金同等物の減少額		1,176,602	157,350	1,981,689
現金及び現金同等物の期首残高		2,947,722	966,033	2,947,722
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	1	1,771,119	808,682	966,033

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 製品、商品、原材料、貯蔵品 移動平均法による低価法 仕掛品 個別法（ただし、一部については移動平均法）による原価法</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法又は定額法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が5～50年、機械装置及び工具器具備品が2～10年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3)</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 製品、商品、原材料、貯蔵品 同左 仕掛品 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3)</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 製品、商品、原材料、貯蔵品 同左 仕掛品 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 本社移転費用引当金 翌事業年度に予定されている本社移転に伴い発生する損失に備えるため、現本社ビルの賃貸契約解除違約金、原状回復費用等の見積額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>	<p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>	<p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>
<p>(5)</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金</p>
<p>役員退職慰労引当金支給内規（執行役員を含む）に基づく中間期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>	<p>役員退職慰労引当金支給内規（執行役員を含む）に基づく中間期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>	<p>役員退職慰労引当金支給内規（執行役員を含む）に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>
<p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>
<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5 リース取引の処理方法</p>	<p>5 リース取引の処理方法</p>	<p>5 リース取引の処理方法</p>
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
<p>6 ヘッジ会計の方法</p>	<p>6 ヘッジ会計の方法</p>	<p>6 ヘッジ会計の方法</p>
<p>(1) ヘッジ会計の方法</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法</p>
<p>為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理の要件を充たしている場合は、振当処理を行っております。</p>	<p>繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理の要件を充たしている場合は、振当処理を行っております。</p>	<p>繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理の要件を充たしている場合は、振当処理を行っております。</p>
<p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p>	<p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p>	<p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p>
<p>ヘッジ手段</p>	<p>ヘッジ手段</p>	<p>ヘッジ手段</p>
<p>為替予約</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
<p>ヘッジ対象</p>	<p>ヘッジ対象</p>	<p>ヘッジ対象</p>
<p>外貨建債権</p>	<p>外貨建債権債務等</p>	<p>同左</p>
<p>(3) ヘッジ方針</p>	<p>(3) ヘッジ方針</p>	<p>(3) ヘッジ方針</p>
<p>通貨関連におけるデリバティブ取引</p>	<p>通貨関連におけるデリバティブ取引</p>	<p>通貨関連におけるデリバティブ取引</p>
<p>は、外貨建売掛金、買掛金の範囲以内で行うこととし、投機目的の先物為替予約取引は行わない方針であります。</p>	<p>は、外貨建売掛金、買掛金の範囲以内で行うこととし、投機目的の先物為替予約取引は行わない方針であります。</p>	<p>は、外貨建売掛金、買掛金の範囲以内で行うこととし、投機目的の先物為替予約取引は行わない方針であります。</p>
<p>金利関連におけるデリバティブ取引は、借入金及び社債の利息支払に関して調達コストの低減と金利上昇リスクのヘッジを目的として行っており、借入金の実行あるいは社債の発行を伴わない投機目的の金利スワップ取引は行わない方針であります。</p>	<p>金利関連におけるデリバティブ取引は、借入金及び社債の利息支払に関して調達コストの低減と金利上昇リスクのヘッジを目的として行っており、借入金の実行あるいは社債の発行を伴わない投機目的の金利スワップ取引は行わない方針であります。</p>	<p>金利関連におけるデリバティブ取引は、借入金及び社債の利息支払に関して調達コストの低減と金利上昇リスクのヘッジを目的として行っており、借入金の実行あるいは社債の発行を伴わない投機目的の金利スワップ取引は行わない方針であります。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が一致しており、ヘッジ開始時およびその後も継続して、為替の相場変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。</p> <p>(5) リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの リスク管理方針として、管理の対象とするリスクの種類と内容、ヘッジ方針、ヘッジ手段の有効性の検証方法等のリスク管理の基本的な枠組みを文書化し、環境の変化等に対応して見直しを行う予定であります。</p> <p>7 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手元現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。</p> <p>8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ有効性の評価は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ヘッジ手段の効果において、事前の有効性に高い相関関係が確認出来ない時は新たなヘッジ手段に変更又は見直しをはかることにしております。 また、為替予約取引においては、原則として外貨建債権債務等の範囲内で行っており、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定は省略しております。</p> <p>(5)</p> <p>7 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p> <p>8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理について 同左</p>	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(5)</p> <p>7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p> <p>8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理について 同左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これにより税引前中間純利益が4,450千円減少しております。 なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき当該各資産の金額から直接控除しております。</p>		<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これにより税引前当期純利益が4,450千円減少しております。 なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき当該各資産の金額から直接控除しております。 (役員退職慰労引当金) 役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理してはりましたが、当期より役員退職慰労金支給内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 この変更は、当期において株式会社イチネンの子会社になったことに伴い、内規の整備を行ったことを機に支出年度における費用負担額の変動を回避し、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、役員退職慰労金を役員の前任期間に亘って合理的に費用配分することにしたものであります。 なお、この変更に伴い、繰入額の当期発生相当分19,499千円は販売費及び一般管理費に、過年度相当分12,225千円は特別損失に計上しております。この結果、従来の方によった場合に比べ、営業利益及び経常利益は19,499千円、税引前当期純利益は31,725千円それぞれ減少しております。 なおこの変更は当下期に株式会社イチネンの子会社になったことにより実施しておりますので、当中間期は従来の方によっております。従って、当中間期は変更後の方によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は9,669千円、税引前中間純利益は21,895千円それぞれ多く計上されています。 (工業所有権の申請料) 工業所有権の申請料は、従来、無形固定資産として計上し、法人税法に規定する方法と同一の基準の償却年数で償却してはりましたが、当期より支出時の費用として処理する方法に変更しております。 この変更は、当期において株式会社イチネンの子会社になったことに伴い、親会社との会計処理の統一をはかるためのものであります。 この変更に伴い、当期発生分5,396千円は販売費及び一般管理費に、過年度に資産計上してきた金額の取崩額110,419千円は特別損失に計上しております。この結果、従来の方によった場合に比べ、営業利益及び経常利益は5,396千円、税引前当期純利益は115,816千円それぞれ減少しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,382,321千円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ2,340千円減少しております。</p>	<p>なおこの変更は当下期に株式会社イチネンの子会社になったことにより実施しておりますので、当中間期は従来の方法によっております。従って、当中間期は変更後の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は2,704千円、税引前中間純利益は124,942千円それぞれ多く計上されています。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	(中間貸借対照表) 前中間会計期間まで区分掲記していた「長期保証預け金」(当中間会計期間末の残高は260千円)は、当中間会計期間末において資産の総額の100分の5以下となりましたので、投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。

追加情報

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(役員退職慰労引当金) 役員退職慰労金は、前中間会計期間まで支出時の費用として処理していましたが、前事業年度の下期より役員退職慰労金支給内規に基づく期末支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 なお、前中間会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は9,669千円、税引前中間純利益は21,895千円それぞれ多く計上されています。 (工業所有権の申請料) 工業所有権の申請料は、従来無形固定資産として計上し、法人税法に規定する方法と同一の基準の償却年数で償却していましたが、前事業年度の下期より支出時の費用として処理する方法に変更しております。 なお、前中間会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は2,704千円、税引前中間純利益は124,942千円それぞれ多く計上されています。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 減価償却累計額</p> <p>有形固定資産 1,744,433千円</p>	<p>1 減価償却累計額</p> <p>有形固定資産 1,803,582千円</p>	<p>1 減価償却累計額</p> <p>有形固定資産 1,758,452千円</p>
<p>2 担保に供している資産</p> <p>定期預金 50,011千円</p> <p>受取手形 551,064 "</p> <p>建物及び構築物 590,061 "</p> <p>土地 968,239 "</p> <p>投資有価証券 4,014 "</p> <p>播磨工場財団</p> <p>建物 230,058 "</p> <p>土地 1,058,225 "</p> <p>構築物 65,466 "</p> <p>機械及び装置 109,999 "</p> <hr/> <p>計 3,627,142 "</p>	<p>2 担保に供している資産</p> <p>定期預金 40,000千円</p> <hr/> <p>計 40,000 "</p>	<p>2 担保に供している資産</p> <p>定期預金 50,000千円</p> <hr/> <p>計 50,000 "</p>
<p>上記に対応する債務</p> <p>買掛金 58,767千円</p> <p>長期借入金 4,708,835 "</p> <p>(1年以内に返済する 長期借入金457,510千 円含む)</p> <hr/> <p>計 4,767,602 "</p>	<p>上記に対応する債務</p> <p>買掛金 27,377千円</p> <p>流動負債 その他 41 "</p> <hr/> <p>計 27,418 "</p>	<p>上記に対応する債務</p> <p>買掛金 64,773千円</p> <p>流動負債 その他 19 "</p> <hr/> <p>計 64,793 "</p>
<p>3</p>	<p>3 中間期末日満期手形</p> <p>中間期末日満期手形の会計処理は、手形 交換日をもって決済処理しております。な お、当中間会計期間の末日は金融機関の休 日であったため、次の中間期末日満期手形 が中間期末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 63,929千円</p> <p>支払手形 73,167千円</p>	<p>3</p>
<p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の うえ、流動負債のその他に含めて表示して おります。</p>	<p>4 消費税等の取扱い</p> <p>同左</p>	<p>4</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>保管料運賃 218,638千円</p> <p>従業員給料賞与 498,932 "</p> <p>賞与引当金繰入額 32,359 "</p> <p>退職給付費用 81,739 "</p>	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>保管料運賃 210,500千円</p> <p>従業員給料賞与 562,204 "</p> <p>賞与引当金繰入額 42,795 "</p> <p>退職給付費用 44,542 "</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 8,451 "</p> <p>貸倒引当金繰入額 4,400 "</p> <p>旅費交通費 78,281 "</p> <p>減価償却費 55,030 "</p>	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>保管料運賃 429,379千円</p> <p>広告宣伝費 54,297 "</p> <p>旅費交通費 160,981 "</p> <p>従業員給料賞与 1,042,108 "</p> <p>賞与引当金繰入額 61,690 "</p> <p>退職給付費用 160,086 "</p> <p>福利厚生費 229,450 "</p> <p>貸倒引当金繰入額 91,989 "</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 19,499 "</p> <p>貸倒損失 2,738 "</p>
<p>2 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 24千円</p> <p>受取配当金 1,397 "</p> <p>為替差益 1,234 "</p> <p>不動産賃貸収入 5,020 "</p>	<p>2 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 232千円</p> <p>受取配当金 524 "</p> <p>為替差益 427 "</p> <p>不動産賃貸収入 6,000 "</p>	<p>2 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 457千円</p> <p>受取配当金 1,598 "</p> <p>為替差益 2,186 "</p> <p>不動産賃貸収入 11,020 "</p> <p>業務代行手数料 7,200 "</p>
<p>3 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 95,600千円</p>	<p>3 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 40,225千円</p> <p>支払手数料 28,570 "</p>	<p>3 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 160,115千円</p>
<p>4 特別利益の主要項目</p> <p>投資有価証券売却益 32,077千円</p> <p>過年度役員退職慰労金戻入額 15,782 "</p>	<p>4 特別利益の主要項目</p> <p>投資有価証券売却益 1,500千円</p> <p>貸倒引当金戻入額 4,614 "</p>	<p>4 特別利益の主要項目</p> <p>投資有価証券売却益 41,215千円</p> <p>関係会社株式売却益 31,831 "</p> <p>過年度役員退職慰労金戻入額 27,814 "</p>
<p>5 特別損失の主要項目</p> <p>投資有価証券評価損 2,418千円</p> <p>固定資産除却損 154 "</p> <p>減損損失 4,450 "</p>	<p>5 特別損失の主要項目</p> <p>機械装置売却損 1,478千円</p> <p>建物除却損 505 "</p> <p>工具器具備品除却損 3,512 "</p> <p>ソフトウェア除却損 2,070 "</p> <p>前期損益修正損 10,246 "</p> <p>(本社移転費用引当不足)</p>	<p>5 特別損失の主要項目</p> <p>たな卸資産整理損 2,132千円</p> <p>投資有価証券評価損 2,418 "</p> <p>過年度役員退職慰労引当金繰入額 13,521 "</p> <p>固定資産除却売却損 3,713 "</p> <p>減損損失 4,450 "</p> <p>本社移転費用引当金繰入額 43,241 "</p> <p>工業所有権整理損 110,419 "</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																												
<p>6 減損損失 当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>山梨県南都留郡 他 2件</td> <td>4,450</td> </tr> </tbody> </table> <p>グルーピングは事業部門別を基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位で実施しております。 上記の土地は現在遊休資産としており今後の利用計画もないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識いたしました。 回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額を基礎とした指標により評価しております。</p> <p>7 減価償却実施額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>56,040千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>9,260 "</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	金額 (千円)	遊休	土地	山梨県南都留郡 他 2件	4,450	有形固定資産	56,040千円	無形固定資産	9,260 "	<p>6</p> <p>7 減価償却実施額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>63,517千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>10,692 "</td> </tr> </tbody> </table>	有形固定資産	63,517千円	無形固定資産	10,692 "	<p>6 減損損失 当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>山梨県南都留郡 他 2件</td> <td>4,450</td> </tr> </tbody> </table> <p>グルーピングは事業部門別を基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位で実施しております。 上記の土地は現在遊休資産としており今後の利用計画もないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識いたしました。 回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額を基礎とした指標により評価しております。</p> <p>7 減価償却実施額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>117,522千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>17,571 "</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	金額 (千円)	遊休	土地	山梨県南都留郡 他 2件	4,450	有形固定資産	117,522千円	無形固定資産	17,571 "
用途	種類	場所	金額 (千円)																											
遊休	土地	山梨県南都留郡 他 2件	4,450																											
有形固定資産	56,040千円																													
無形固定資産	9,260 "																													
有形固定資産	63,517千円																													
無形固定資産	10,692 "																													
用途	種類	場所	金額 (千円)																											
遊休	土地	山梨県南都留郡 他 2件	4,450																											
有形固定資産	117,522千円																													
無形固定資産	17,571 "																													

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)

1. 発行株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増 加株式数(株)	当中間会計期間減 少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	34,613,447	-	-	34,613,447
第一回A種優先株式	900,458	-	-	900,458
合計	35,513,905	-	-	35,513,905
自己株式				
普通株式(注)	52,268	400	-	52,668
合計	52,268	400	-	52,668

(注) 普通株式の自己株式の増加400株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			前事業年度 末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権					2,340	
	合計					2,340	

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 現金及び預金勘定 1,821,119千円 預入期間が3ヶ月を超 える定期預金 50,000 〃 現金及び現金同等物 1,771,119 〃	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 現金及び預金勘定 848,682千円 預入期間が3ヶ月を超 える定期預金 40,000 〃 現金及び現金同等物 808,682 〃	1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借 対照表に掲記されている科目の金額と の関係 現金及び預金勘定 1,016,033千円 預入期間が3ヶ月を超 える定期預金 50,000 〃 現金及び現金同等物 966,033 〃

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認 められるもの以外のファイナンス・リース取 引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額及び 中間期末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (千円)</th> <th>中間期末 残高相当 額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資 産(その他)</td> <td>77,085</td> <td>37,849</td> <td>39,236</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>77,085</td> <td>37,849</td> <td>39,236</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)	有形固定資 産(その他)	77,085	37,849	39,236	合計	77,085	37,849	39,236	リース物件の所有権が借主に移転すると認 められるもの以外のファイナンス・リース取 引(借主側) 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額及び 中間期末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (千円)</th> <th>中間期末 残高相当 額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資 産(その他)</td> <td>59,304</td> <td>39,470</td> <td>19,833</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>59,304</td> <td>39,470</td> <td>19,833</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)	有形固定資 産(その他)	59,304	39,470	19,833	合計	59,304	39,470	19,833	リース物件の所有権が借主に移転すると認 められるもの以外のファイナンス・リース取 引(借主側) 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額及び 期末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (千円)</th> <th>期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装 置</td> <td>8,500</td> <td>4,553</td> <td>3,946</td> </tr> <tr> <td>工具器具及 び備品</td> <td>68,585</td> <td>40,102</td> <td>28,482</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>77,085</td> <td>44,656</td> <td>32,429</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	機械及び装 置	8,500	4,553	3,946	工具器具及 び備品	68,585	40,102	28,482	合計	77,085	44,656	32,429
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)																																							
有形固定資 産(その他)	77,085	37,849	39,236																																							
合計	77,085	37,849	39,236																																							
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)																																							
有形固定資 産(その他)	59,304	39,470	19,833																																							
合計	59,304	39,470	19,833																																							
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																																							
機械及び装 置	8,500	4,553	3,946																																							
工具器具及 び備品	68,585	40,102	28,482																																							
合計	77,085	44,656	32,429																																							
2 未経過リース料中間期末残高相当額及び リース資産減損勘定中間期末残高 1年以内 13,734千円 1年超 27,010 〃 計 40,745 〃	2 未経過リース料中間期末残高相当額及び リース資産減損勘定中間期末残高 1年以内 12,151千円 1年超 20,119 〃 計 32,270 〃	2 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 13,983千円 1年超 19,953 〃 計 33,937 〃																																								
3 当中間期の支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払 利息相当額及び減損損失 支払リース料 6,445千円 減価償却費相当額 5,834 〃 支払利息相当額 619 〃	3 当中間期の支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払 利息相当額及び減損損失 支払リース料 6,529千円 減価償却費相当額 5,877 〃 支払利息相当額 620 〃	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当 額及び減損損失 支払リース料 13,979千円 減価償却費相当額 12,641 〃 支払利息相当額 1,346 〃																																								
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。	4 減価償却費相当額の算定方法 同左	4 減価償却費相当額の算定方法 同左																																								
5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相 当額の差額を利息相当額とし、各期への配 分方法については、利息法によっておりま す。	5 利息相当額の算定方法 同左	5 利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありま せん。																																								

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成17年9月30日)

1. 時価のある有価証券

(単位:千円)

区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
その他有価証券 株式	32,942	46,539	13,596
計	32,942	46,539	13,596

(注) 当中間会計期間において、918千円減損処理を行っております。

2. 時価評価されていない主な有価証券

(単位:千円)

内容	中間貸借対照表計上額
(1) 子会社株式及び関連会社株式	10,168
(2) その他有価証券 非上場株式	4,525
計	14,693

(注) 当中間会計期間において、1,500千円減損処理を行っております。

当中間会計期間末(平成18年9月30日)

1. 時価のある有価証券

(単位:千円)

区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
その他有価証券 株式	19,318	26,407	7,089
計	19,318	26,407	7,089

2. 時価評価されていない主な有価証券

(単位:千円)

内容	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	9,358
計	9,358

前事業年度末（平成18年3月31日）

1. 時価のある有価証券

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他有価証券 株式	25,437	38,349	12,911
計	25,437	38,349	12,911

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において時価が取得原価に比べ50%以上下落したため減損処理を行い、投資有価証券評価損918千円を計上しております。

2. 時価評価されていない主な有価証券

（単位：千円）

内容	貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	3,025
計	3,025

（注）当事業年度において実質価格が取得原価に比べて50%以上下落しており回復の可能性もないと判断したため、減損処理を行い、投資有価証券評価損1,500千円を計上しております。

（デリバティブ取引関係）

前中間会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

デリバティブ取引の全てにおいてヘッジ会計が適用されているため、開示の対象から除いております。

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 当中間会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 2,340千円

2. スtock・オプションの内容及び規模

会社名	当社
決議年月日	平成18年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役8名、執行役員7名、グループ会社の取締役6名
株式の種類及び付与数	普通株式 540,000株
付与日	平成18年8月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社の取締役、執行役員または、取締役会が定めた取締役、執行役員に準じる地位にあることを要するものとする。 ただし、任期満了、定年退職等の会社都合による退職、その他正当な理由の存する場合で取締役会または代表取締役が承認した場合は行使することができる。
対象勤務期間	平成18年8月1日～平成21年8月1日
権利行使期間	平成21年8月2日～平成24年3月31日
権利行使価格(円)	194
付与日における公正な評価単価(円)	78

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 14.86円	1株当たり純資産額 26.97円	1株当たり純資産額 22.40円
1株当たり中間純利益 7.78円	1株当たり中間純利益 4.65円	1株当たり当期純利益 19.03円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 5.68円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 4.25円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 14.54円
当中間期の1株当たり純資産額の計算は優先株式の発行価額1,299,999千円を控除して計算しております。		当期の1株当たり純資産額の計算は優先株式の発行価額450,229千円を控除して計算しております。

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	-	1,384,661	-
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	452,569	-
(うちA種株式払込金額)	(-)	450,229	(-)
(うち新株予約権)	(-)	2,340	(-)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	-	932,092	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(株)	-	34,560,779	-

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
損益計算書上の中間(当期)純利益(千円)	212,568	160,765	544,531
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	212,568	160,765	544,531
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	27,317,967	34,561,012	28,607,591
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた中間(当期)純利益調整額(千円)	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)			
第一回A種優先株式	2,880,543	3,239,057	2,880,543
第一回B種優先株式	7,248,741	-	5,957,869
普通株式増加数(株)	10,129,284	3,239,057	8,838,412
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	平成18年6月22日定時株主総会決議の新株予約権(ストック・オプション)(株式の数 普通株式 540,000株) なお、概要は「第5経理の状況、注記事項、ストック・オプション等関係、2.ストック・オプションの内容及び規模」に記載のとおりであります。	-

[次へ](#)

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>						
	<p>株式会社コーザイとの合併 当社は、平成18年10月1日付で株式会社コーザイと合併いたしました。</p> <p>1. 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要 (1) 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 株式会社コーザイ 自動車・産業用ケミカル事業 (内容：自動車用・機械設備用ケミカル製品の製造及び販売) (2) 企業結合の法的形式 共通支配下の取引 (3) 結合後企業の名称 株式会社タイホーコーザイ (4) 取引の目的を含む取引の概要 当社および株式会社コーザイは、ともにイチネングループの会社であり、自動車・産業用ケミカル事業を行っております。 今般の両社の合併により、自動車用・機械設備用ケミカル製品を取扱い、全国に部品商等の販売ルートを有する株式会社コーザイと主力製品の工業用ボイラー用燃料添加剤で圧倒的な市場占有率を確保し、高い研究開発力を有する当社が統合することで、製品の相互補完による顧客への販売力強化、相互の顧客基盤に対して製品を販売するクロスセリング、共同開発による付加価値製品の創出、海外展開力の強化を図ることができるものと考えております。また、経営資源・ノウハウ・人材の共有化に加え、統合による経営の効率化を図っていくことにより、一層の収益性の向上および企業価値の拡大に資するものと考えております。 企業結合日は平成18年10月1日としました。また、議決権のある株式の交換比率は、第三者機関が、市場株価法、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、類似会社比準法および時価純資産価額法を用いて算定した結果を総合的に勘案し、タイホー工業(株)1:(株)コーザイ80とし、交付株式数は、普通株式総数12,800,000株(うち、52,268株については当社の保有する自己株式を移転し、12,747,732株について新株式を発行いたしました。)です。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日企業会計審議会)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>	<p>株式会社コーザイとの合併契約 当社と株式会社コーザイは、平成18年4月28日開催の各社の取締役会において、平成18年10月1日を合併期日(予定)とした合併契約の承認を経て、同日付にて合併契約書を締結いたしました。</p> <p>1. 合併の目的 当社および株式会社コーザイは、ともにイチネングループの会社であり、自動車・産業用ケミカル事業を行っております。 今般の両社の合併により、自動車用・機械設備用ケミカル製品を取扱い、全国に部品商等の販売ルートを有する株式会社コーザイと主力製品の工業用ボイラー用燃料添加剤で圧倒的な市場占有率を確保し、高い研究開発力を有する当社が統合することで、製品の相互補完による顧客への販売力強化、相互の顧客基盤に対して製品を販売するクロスセリング、共同開発による付加価値製品の創出、海外展開力の強化を図ることができるものと考えております。また、経営資源・ノウハウ・人材の共有化に加え、統合による経営の効率化を図っていくことにより、一層の収益性の向上および企業価値の拡大に資するものと考えております。</p> <p>2. 合併の要旨 (1) 合併の日程 合併契約書承認取締役会 平成18年4月28日 合併契約書調印 平成18年4月28日 合併契約書承認時株主総会 平成18年6月22日 (予定：当社) 合併契約書承認臨時株主総会 平成18年6月22日 (予定：株式会社コーザイ) 合併期日 平成18年10月1日(予定) 合併登記 平成18年10月2日(予定) (2) 合併方式 当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社コーザイは解散いたします。 (3) 合併比率</p> <table border="1" data-bbox="981 1653 1380 1751"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>当社</th> <th>株式会社コーザイ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併比率</td> <td>1</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 株式の割当比率 株式会社コーザイの普通株式1株に対して、タイホー工業株式会社の普通株式80株を割当てます。</p>	会社名	当社	株式会社コーザイ	合併比率	1	80
会社名	当社	株式会社コーザイ						
合併比率	1	80						

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
		<p>2. 合併比率の算定結果、算定方法及び算定根拠 タイホー工業株式会社は新光証券株式会社を、株式会社コーザイは税理士法人平成会計社を、それぞれ第三者算定機関として起用して合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、合併当事者間において協議の上、上記比率を決定致しました。 新光証券株式会社および税理士法人平成会計社は、市場株価法、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、類似会社比準法および時価純資産価額法を用いた上で、これらの分析結果を総合的に勘案して合併比率を算定致しました。</p> <p>3. 合併により発行する新株式数 割当交付する普通株式総数12,800,000株のうち、52,268株についてはタイホー工業株式会社の保有する自己株式を移転し、12,747,732株について新株式を発行いたします。</p> <p>(4) 合併交付金 合併交付金の支払は行いません。</p> <p>(5) 配当起算日 平成18年10月1日</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第67期
期間 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
提出日 平成18年6月26日
提出先 関東財務局長

(2) 臨時報告書

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2規定に基づく臨時報告書を平成18年4月28日に関東財務局長に提出。

(提出事項：合併について)

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号規定に基づく臨時報告書を平成18年6月27日に関東財務局長に提出。

(提出事項：合併に伴う新株の発行について)

(3) 有価証券届出書

有価証券届出書（新株予約権）及びその添付書類を平成18年7月21日に関東財務局長に提出。

(4) 有価証券届出書の訂正届出書

平成18年7月21日提出の有価証券届出書（新株予約権）に係る訂正届出書を平成18年7月31日に関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

タイホー工業株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 松下 修
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡野 隆樹
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているタイホー工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第67期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、タイホー工業株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記に記載のとおり、会社は減損会計基準を適用した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月4日

株式会社タイホーコーザイ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西岡 雅信

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平野 満

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タイホーコーザイ（旧社名：タイホー工業株式会社）の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第68期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タイホーコーザイ（旧社名：タイホー工業株式会社）の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年10月1日付で株式会社コーザイと合併している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。